

## 困ったときは消費生活センターに相談を

消費生活センターでは、商品やサービスの契約で事業者とトラブルになったなどの消費生活全般に関する相談を受け付けています。複雑な案件の場合は事業者との交渉をお手伝いします。

### 受付・相談の流れ



消費生活センターは、太宰府市役所2階の西側にあります。



相談員が対面で聞きとりします。  
※電話相談も受け付けています。



必要に応じて相談員が  
あっせんに入ります。

契約書やパンフレット、取引のメールや SNS の履歴など、保存しているものを用意しておくことで相談がよりスムーズに進みます。

秘密は守られますので、困ったときは一人で悩まずにすぐに相談しましょう。

## 太宰府市消費生活センター

**開所日** 毎週月～金曜日(祝日・年末年始を除く)  
午前9時30分～午後4時(正午から午後1時までは昼休み)  
**場所** 市役所2階 消費生活相談室

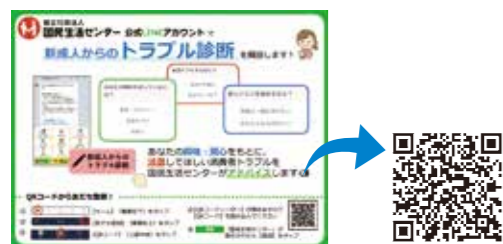
予約申し込み不要・無料  
電話での相談も受け付けています  
(☎内線348まで)

## ほかにも頼れる機関、サービスがあります

### 国民生活センター

消費者問題・くらしの問題に取り組む機関として、消費者へ生命・身体・財産などに関する注意喚起などを、より早くより広く伝えます。

公式LINEで「新成人からのトラブル診断」ができます！



### 消費者庁

消費者トラブルに遭わないために、知って安心の最新情報を届けるLINE公式アカウント「消費者庁 若者ナビ！」



### 政府広報オンライン

成年年齢引き下げについて、成人になるとできることや気をつけることなどを人気漫画とコラボレーションしてわかりやすく紹介しています。



クイズの答え 問1:⑤以外すべて 問2:②

# 5月は消費者月間です

問い合わせ 産業振興課 商工・農政係(☎内線440)

## 令和4年度 消費者月間 統一テーマ

「考えよう！大人になるとできること、気を付けること～18歳から大人に～」

### 消費者月間とは？

昭和43年5月に施行された「消費者保護基本法」(平成16年改正により法律名を「消費者基本法」に変更)の施行20周年を機に、昭和63年から毎年5月を「消費者月間」と位置付けています。



### 2022年4月1日から成年年齢は18歳になりました

民法が改正され、今年の4月から18～19歳の若者も法律上は大人として扱われることとなります。クレジットカードを作成したり、ローンを組んで自動車を購入したり、自分の意志でさまざまな契約ができるようになります。自由に契約ができる一方、責任も生じることになり、一度結んだ契約は簡単に取り消しができなくなります。消費者トラブルに巻き込まれないように、契約に関するさまざまなルールなどを知ったうえで、必要な契約か検討することが重要です。

### 若者に多い消費者トラブル

#### お試しのつもりが定期購入

動画投稿サイトで「お試し500円」のサプリメントの広告を見て注文した。最近2回目の商品と代金6,500円の請求書が届き、5回の定期購入が条件の契約だとわかった。注文のときに定期購入の記載はなかった。

#### アドバイス

低価格を強調した動画、SNSの広告をきっかけに注文するケースがみられますが、定期購入が条件になっている契約がほとんどです。  
・定期購入が条件ではないか、しっかり確認  
・表示の文字が小さい場合も、すみずみまで確認  
・解約や返品できるか、あらかじめ確認

#### 友達からのもうけ話

マッチングアプリで知り合った20代の男性に、資産100億円の元芸能人を紹介され、株の勉強会に誘われた。魅力的な人物で、話を聞くほど洗脳状態になった。「入会金は80万円、人を紹介すると30万円もらえる」と聞き80万円支払ったが、もうからないので返金してほしい。

#### アドバイス

「人を紹介すれば報酬がもらえる」というマルチ商法のうち、最近では投資や副業の「モノなしマルチ」が増えています。多くは実態不明でトラブルが後を絶ちません。  
・簡単に大金は得られません。もうけるためにお金を支払う話は、疑う  
・友人、知人から誘われて断りにくくても、きっぱり断る  
・「すごい人、素敵なお人」と聞いても信用しない。立派そうな肩書は、信用を誘うわな

## 契約クイズに挑戦！ ～正しい知識を身につけましょう～ (答え:次ページ下)

問1 次の①～⑥のうち、契約になるのは？

- ①スーパーで野菜を買う
- ②病院で診療を受ける
- ③洋服をクリーニングに出す
- ④映画館で映画を観る
- ⑤友人と遊ぶ約束をする
- ⑥コインロッカーに荷物を預ける

### ヒント

契約とは「法的な責任が生じる約束」です。消費者側の「申し込み」の意思と、それに対する事業者側の「承諾」の意思が合致して成立します。契約は原則、口約束で成立し、私たちは日常生活で無意識にさまざまな契約をしています。



問2 次の①から③のうち、クーリング・オフができるものは？

- ①百貨店に行って購入した洋服
- ②訪問販売で購入した健康食品
- ③通信販売で購入した家電

### ヒント

クーリング・オフは一定期間内、無条件で契約解除できる制度ですが、適用される取引は法律で決められています。電話勧誘や、街頭で声をかけられて契約した場合など、不意打ち的な勧誘による契約に適用されます。

